

国際事務局へ納付する手数料一覧

参考資料 3

2024年4月現在

		金額(スイスフラン)
① 国際出願		
基本手数料	・1意匠目 ・2意匠目以降、意匠ごとに	397 50
公表手数料	・公表される複製物ごとに ・(書面で複製物を提出する場合) 複製物を記載した書面の2頁目以降、追加頁ごとに	17 150
追加手数料	・(意匠の説明が100単語を超える場合) 100単語を超えた単語ごと	2
指定手数料 (標準指定手数料) ※1	・等級1 1意匠目 2意匠目以降、意匠ごとに ・等級2 1意匠目 2意匠目以降、意匠ごとに ・等級3 1意匠目 2意匠目以降、意匠ごとに	42 2 60 20 90 50
指定手数料 (個別指定手数料) ※2	—	各締約国が 指定した額
② 国際登録の更新		
基本手数料 ※3	・1意匠目 ・2意匠目以降、意匠ごとに	200 17
指定手数料 (標準指定手数料) ※1	・1意匠目 ・2意匠目以降、意匠ごとに	21 1
指定手数料 (個別指定手数料) ※2	—	各締約国が 指定した額
③ 所有権の変更	・名義人を変更する国際登録ごとに	144
④ 名義人の氏名(名称)又は住所(居所)の変更	・1国際登録につき ・同じ請求に含まれる追加の国際登録ごとに	144 72
⑤ 放棄	・放棄する国際登録ごとに	144
⑥ 限定	・限定する国際登録ごとに	144
⑦ 公表された国際登録に関する抄本の提供の請求	—	144

		金額(スイスフラン)	
⑧ 国際登録簿又は公表された国際登録の書類の項目の非認証謄本の提供の請求	・最初の5ページにつき	26	
	・(同時に請求された同一の国際登録について) 6ページ目以降、追加ページごとに	2	
⑨ 国際登録簿又は公表された国際登録の書類の項目の認証謄本の提供の請求	・最初の5ページにつき	46	
	・(同時に請求された同一の国際登録について) 6ページ目以降、追加ページごとに	2	
⑩ 見本の写真の提供の請求	—	57	
⑪ 国際登録簿又は公表された国際登録の書類の内容に関する書面による情報の提供の請求	・1国際登録につき	82	
	・同一名義人の追加の国際登録について、同一の情報の請求が同時になされる場合	10	
⑫ 国際登録の権利者の一覧表の検索の請求	・特定の者又は法人の名称に基づく検索ごとに	82	
	・2以上の国際登録が発見された場合には、国際登録ごとに	10	

- ※1 標準指定手数料は、個別指定手数料の受領を宣言している締約国以外の国等を指定する場合に納付が必要です。等級1～3があります(等級1:いかなる実体審査も行わない締約国、等級2:新規性に関する以外の実体審査を行う締約国、等級3:締約国の官庁が職権により又は第三者による異議の申立てを受けて、新規性に関する審査を含む、実体審査を行う締約国)。
締約国により適用される等級が異なりますので、詳細は参考資料2「指定手数料一覧」を参照してください。
- ※2 標準指定手数料に代えて個別の指定手数料の受領を宣言している締約国を指定する場合に納付が必要です。個別指定手数料の徴収を宣言している締約国は、2024年4月現在13の国及び政府間機関(OAPI(アフリカ知的所有権機関)、EU、日本、キルギス、韓国、モルドバ、米国、ロシア、カナダ、イスラエル、メキシコ、トルクメニスタン、中国)です。
具体的な個別指定手数料の額は、参考資料2「指定手数料一覧」を参照してください。
なお、為替変動等により金額が変更される場合がありますので、最新情報はWIPOのウェブサイトを確認ください。<http://www.wipo.int/hague/en/fees/individ-fee.html>
- ※3 国際登録の存続期間の満了後6ヶ月以内に手数料を納付する場合は、さらに割増手数料として更新基本手数料の50%を支払う必要があります。